

# やなかな信人 のぶと ぴかぴか 市政通信

2011/8/22 発行 Vol.004

発行責任者：谷中信人 公明党議員室：浦和区常盤 6-4-4 (☎829-1812) 自宅：浦和区瀬ヶ崎 1-4-1 (☎886-2464)

## 浦和区 最新放射線情報 (8 / 22 現在)

※この一覧表は公開されたデータを基にやなかな信人が作成しています。

| 観測地点／測定日   | 測定内容／測定結果  | 国の測定基準／コメント／観測部署   |
|--|--|--|
| 大久保浄水場 (県営5浄水場) 8/19 (毎日実施)  | 水道水 (蛇口で採水した水) の測定結果<br>水道水1リットルあたりの放射性物質<br>(放射性物質I-131,Cs-134,Cs-137)<br>放射性ヨウ素、セシウム検出されず  | ※原発事故以前は上記の放射性物質は検出されていませんでした。<br>埼玉県企業局 水道管理課水質担当<br>Tel: 048-830-7094  |
| 大久保浄水場 (県営5浄水場) 8/17 (週1回実施)   | 原水 (浄水処理する前の河川水)<br>浄水 (浄水場から送り出す水)<br>水道水1リットルあたりの放射性物質<br>(放射性物質I-131,Cs-134,Cs-137)<br>測定単位Bq (ベクレル) / Kg (キログラム)<br>放射性ヨウ素、セシウム検出されず   | ※信頼できる値として測定できる最小の値を検出限界値といい、それより小さい値は不検出としています。<br>検出限界値は、測定条件によって変わりますが、概ね0.5Bq/kgです。<br>埼玉県企業局 水道管理課水質担当<br>Tel: 048-830-7094   |
| 大久保浄水場 (県営5浄水場) 7/29 (概ね2週間毎)  | 浄水発生土中の放射性物質<br>(放射性物質I-131,Cs-134,Cs-137)<br>測定単位Bq (ベクレル) / Kg (キログラム)<br>浄水発生土：不検出/290 (前回580) / 390 (前回690)  | 今後も、浄水発生土の脱水工程サイクルを考慮し、概ね2週間毎に測定し結果をホームページで公開します。なお、現在浄水発生土の有償売却を控えておりますが、今後も引き続き控えることとします。<br>※参考：浄水発生土の取扱いについて、平成23年6月16日付けで厚生労働省より「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」が示されています。<br>企業局 水道管理課 Tel: 048-830-7077  |
| 北浦和浄水場、東浦和浄水場他 7/13 (月1回実施中)   | 深井戸水 (地下150~200メートル)<br>不検出※ 「不検出」とは、検出限界濃度を下回っていることを意味します。<br>検出限界濃度は、測定条件等により各試料ごとに変動しますが、放射性ヨウ素・放射性セシウム共に約1Bq/kgです<br>※平成23年6月30日付、厚生労働省が示した「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針」の一部改定に伴い検査計画を変更しますので、検査計画が決まりたい結果の公表をします  | 市：さいたま市の水道水は安全です<br>放射性ヨウ素 飲料水300Bq/kg<br>(乳児の飲料水は100Bq/kg)<br>放射性セシウム 飲料水200Bq/kg<br>さいたま市水道局 (048-665-3220)  |
| さいたま市下水処理センター 下水汚泥 8/10 (2週間おきに1回)   | ヨウ素131/セシウム134/セシウム137 単位 (Bq/kg)<br>消化汚泥：不検出/227/258 (前回：不検出/229/272)<br>濃縮汚泥：不検出/114/131 (前回：不検出/122/137)<br>流入水・放流水：<br>6/1：不検出   | 消化汚泥：濃縮汚泥の有機物を嫌気性微生物により分解し、減量、安定化した汚泥<br>濃縮汚泥：下水処理で発生した汚泥を重力により濃縮し含水率を下げ、固形物濃度を高めたもの<br>1. 下水処理センターは、大宮駅東口の一部を処理区域とした合流式の下水終末処理場です。<br>(平成22年度処理人口は約10,400人で、市内の下水処理人口の約1%)<br>2. 原子力災害対策本部が示した、平成23年6月16日付け『「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について』によると、「セシウム134及びセシウム137の合計の濃度が8,000Bq/kg以下の脱水汚泥等については、跡地を居住等の用途に供しないこととした上で、土壌層の設置、防水対策等の適切な対策を講じた埋立処分を可能とする。」とされています。<br>上記の測定結果は、この8,000Bq/kgに対し十分に低い値となっています。<br>建設局 下水道部下水処理センター TEL:048-643-4302  |
| 荒川水循環センターほか 下水処理場 (県内5カ所) 8/4 (概ね2週間おき)                                    | 汚泥、焼却灰 (ヨウ素、セシウム)、空間線量 (敷地境界線内側 高さ1メートル)<br>汚泥、焼却灰中ヨウ素不検出、セシウム (134, 137の合計)<br>汚泥2.20Bq/kg (前回: 4.40Bq/kg)<br>焼却灰：乾燥4,900/加湿3,600Bq/kg (前回: 6,800/5,500Bq/kg)<br>空間線量率：0.06マイクロシーベルト/h  | 国：10万Bq/kgに対して十分に低い値<br>原子力災害対策本部が示した、平成23年5月12日付け『「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について』によると、「脱水汚泥のうち、10万Bq/kgを超える物など測定された放射線濃度が比較的高いものについては、可能な限り、県内で焼却・溶融等の減容化処理を行った上で適切に保管することが望ましい。なお、焼却灰については飛散防止のため、容器に封入する等の措置が必要である。」<br>埼玉県下水道局 (048-830-5453)   |
| さいたま市桜区 8/20 (午後5時まで) 1時間おき  | 放射線量等 (東日本大震災以前より実施)<br>停電時は未計測<br>(4階建ての建物、約18メートルの屋上設置のモニタリングポスト)<br>0.050マイクロシーベルト<br>3月12日から7月31日 (142日間) までの積算値は204μSv (ミリシーベルトでは0.204mSv) です。今後、7月の平均値 (0.051μSv/h) で経過した場合の1年 (365日) 分は477μSv (0.477mSv) ※になります。<br>原発事故前 (0.031~0.060) の範囲内  | 県ホームページにて1時間おきに公表<br>平常時の自然放射線以外の放射線<br>：年間1000マイクロシーベルト (1ミリシーベルト)<br>保健医療部 保健医療政策課 Tel: 048-830-3230   |
| さいたま市桜区 8/20 10時   | 地表1メートルの大気中放射線量<br>0.057マイクロシーベルト<br>測定：シンチレーション式サーベーター  | 過去の平常時の範囲：0.031~0.060マイクロシーベルト<br>保健医療部 保健医療政策課 Tel: 048-830-3230  |
| 市営プール6カ所 (原山市民プールほか) 8/12 (次回8/19)   | プールの水 (放射性物質I-131,Cs-134,Cs-137)<br>検査方法 ゲルマニウム半導体検出器による<br>検査機関 (財)食品環境検査協会<br>各プール1週間に1回程度検査を実施します。<br>すべてのプールにおいて放射性物質は不検出  | 検査結果について、医療放射線防護連絡協議会総務理事の自治医科大学RIセンター管理主任の菊地透氏に考察をいただきました。<br>8月12日 (金) に検査した市内6カ所の市営プール水からは、放射性物質は検出されませんでしたので、プール活動に支障はないものと考えます。<br>なお、プール水については、安全が確認された水道水が使用され、埼玉県で観測している降下物中の放射性物質も、8月現在、ほとんど検出されておられません。<br>都市局 都市計画部 都市公園課 (検査計画に関すること) : 829-1420<br>南部都市・公園管理事務所管理課 (計画、緑区内のプールに関すること) : 840-6179  |
| 市立保育園、幼稚園、小中学校の校庭20カ所 (浦和区：<br>木崎小学校、東仲町保育園) 8/10<br>当面の間、月2回程度モニタリングを実施予定 | 地上5センチメートル、50センチメートル、地表1メートルの空間放射線量<br>(保育園では園庭、小中学校では校庭トラック)<br>1時間あたり0.05~0.10マイクロシーベルト<br><br>※測定値 (マイクロシーベルト/時)、年間被ばく予測線量 (ミリシーベルト/年)<br>東仲町保育園 (浦和区東仲町) : 0.07~0.06、0.37~0.032<br>木崎小学校 (浦和区須賀) : 0.056~0.05、0.32~0.26<br><br>気象条件 天候：晴 最多風向・平均風速：南2.0m/s<br>測定方法等<br>測定機器 Nal (Ti)シンチレーション検出器<br>測定機関 三菱マテリアルテクノ株式会社 | 年間被ばく予測線量の試算は、1日の活動パターンを、屋外 (測定地点) で8時間、屋内 (木造家屋) で16時間と想定し、次の式により行った。<br>(年間被ばく線量) = (測定値) × (8時間 + a × 16時間) × 365日 / 1000<br>a : 国際原子力機関 (IAEA) が示した木造家屋における被ばく低減係数 (0.40)<br>法令上の一般公衆の線量限度：年間1ミリシーベルト<br>国際放射線防護委員会 (ICRP) が勧告した線量限度 (原子力施設に起因する放射線が対象で、自然放射線や医療による放射線は含まない)<br>※ 自然放射線とは、土壤中に存在する天然の放射性物質が発する放射線、宇宙から飛来する放射線等<br>福島第1原発事故発生前に、埼玉県衛生研究所 (さいたま市桜区) で観測された空間放射線量は0.031~0.060マイクロシーベルト/時<br>すべての地点・高さで法令の通常時における一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトを下回っています。<br>この測定結果について、医療放射線防護連絡協議会総務理事の自治医科大学RIセンター管理主任の菊地透氏に考察をいただきました。<br>「さいたま市空間放射線量の測定結果に対する考察」<br>8月10日 (水) に測定した、20地点の空間放射線量の試算結果から、芝生上も含め、すべての地点・高さで、法令の通常時における一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトを下回っており、我が国の通常の自然環境中の変動レベルであると考えられます。<br>なお、芝生上の測定値において、校庭よりも高い数値が検出されましたが、これは、3月15日以降に堆積した福島原発からの放射性物質が芝生及びその下の土壌に付着していると考えられることから、少し高い数値が検出されたと推測されます。また、自然環境中の自然放射性物質も場所によって、数倍の変動レベルが観測されます。<br>環境局環境共生部環境対策課 (048-829-1332) |

※裏面もご覧ください。

※参考：地域の放射線を測定しました

実施日：8/4（木）

※単位：マイクロシーベルト/hとする

| 測定地点                   | 住所        | 時刻    | 地表面からの高さ |       |       | 備考  |
|------------------------|-----------|-------|----------|-------|-------|-----|
|                        |           |       | 5cm      | 50cm  | 1m    |     |
| <b>★駒場運動公園周辺</b>       |           |       |          |       |       |     |
| 1 駒場運動公園：スタジアム前時計台（土）  | 駒場        | 13:10 | 0.092    | 0.095 | 0.079 |     |
| ：宇宙科学館側 水飲み場           |           |       | 0.094    | 0.072 | 0.082 |     |
| ：駐車場側時計台               |           |       | 0.092    | 0.077 | 0.091 |     |
| 2 宇宙科学館前               | 駒場        | 13:00 | 0.115    | 0.100 | 0.092 |     |
| 3 駒場緑地入口（東側）           | 駒場2-4     | 10:30 | 0.105    | 0.090 | 0.088 |     |
| 4 駒場緑地（体育館側）           | 駒場2-4     | 10:24 | 0.053    | 0.056 | 0.051 | 砂利道 |
| 5 駒場体育館入口（北側）          | 駒場2-26-24 | 10:18 | 0.103    | 0.089 | 0.080 |     |
| 6 駒場体育館信号（手押し信号）       | 駒場2-6-1   | 10:08 | 0.080    | 0.088 | 0.071 | 雨   |
| 7 道祖土小学校南門             | 緑区道祖土     | 12:50 | 0.088    | 0.085 | 0.065 |     |
| 8 道祖土小学校正門             | 緑区道祖土     | 12:55 | 0.073    | 0.060 | 0.068 |     |
| 9 ライオン公園（前島第三公園）：鉄棒下   | 瀬ヶ崎5-14   | 10:50 | 0.115    | 0.092 | 0.074 |     |
| ：ベンチ前                  |           |       | 0.106    | 0.089 | 0.077 |     |
| ：滑り台下                  |           |       | 0.150    | 0.096 | 0.069 |     |
| <b>★北浦和駅（東口）周辺</b>     |           |       |          |       |       |     |
| 10 北浦和駅東口ロータリーバス降車口    |           | 16:20 | 0.093    | 0.090 | 0.082 |     |
| 11 北浦和駅東口ロータリーレッズスクエア前 |           | 16:30 | 0.106    | 0.101 | 0.097 |     |
| 12 北浦和駅東口ロータリー国際興業バス停  |           | 16:30 | 0.080    | 0.078 | 0.059 |     |
| 13 北浦和駅東口スクランブル交差点     |           | 16:40 | 0.076    | 0.073 | 0.069 |     |
| 14 北浦和駅元町通り交差点（小山輪業前）  |           | 16:50 | 0.099    | 0.079 | 0.068 |     |
| <b>★瀬ヶ崎（神花、榎、前島）周辺</b> |           |       |          |       |       |     |
| 15 本太中学校交差点（ヘアサロンカワシマ） | 領家3-5-1   | 13:50 | 0.104    | 0.091 | 0.080 | 晴   |
| 16 本太中学校バス停            | 領家1-4     | 14:00 | 0.113    | 0.106 | 0.092 | 雨   |
| 17 さくら保育園／本太中テニスコート    | 駒場2-7     | 9:45  | 0.089    | 0.098 | 0.084 | 雨   |
| 18 神花親和会（自治会）          | 瀬ヶ崎1-4-1  | 8:50  | 0.071    | 0.086 | 0.083 | 晴   |
| 19 自治会掲示板前（駒場側）        | 瀬ヶ崎1-1-3  | 9:00  | 0.090    | 0.093 | 0.086 |     |
|                        |           | 16:05 | 0.106    | 0.094 | 0.091 |     |
| 20 JR独身寮裏カーブミラー        | 瀬ヶ崎1-1-1  | 9:15  | 0.090    | 0.085 | 0.085 |     |
| 21 自治会掲示板前（瀬ヶ崎側）       | 瀬ヶ崎1-4-5  | 9:30  | 0.090    | 0.093 | 0.086 |     |
|                        |           | 16:00 | 0.093    | 0.083 | 0.091 |     |
| 22 通学班集合場所（石塚うどん店付近）   | 瀬ヶ崎1-4    | 9:40  | 0.101    | 0.104 | 0.083 |     |
| 23 丸山酒店前               | 瀬ヶ崎1-9-12 | 10:30 | 0.107    | 0.097 | 0.070 |     |
| 24 通学班集合場所（敷島P裏）：掲示板前  | 瀬ヶ崎1-7-16 | 10:40 | 0.125    | 0.092 | 0.097 |     |
| ：砂利P側                  |           | 10:40 | 0.080    | 0.076 | 0.079 |     |

計測について：

測定機材：株式会社堀場製作所製 PA-1000 Radi CsI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ

測定方法：当該放射線量測定機器を用い、自治会の防災委員が計測

コメント：

さいたま市の計測結果より若干高い数値（市の計測は0.04～0.11マイクロシーベルト）が計測されている。

これは以下の理由で許容範囲と考え、差支えないものと思われる。

- ・ 専門家でない測定者による簡易測定機材による簡易計測である。
- ・ 市の測定場所は比較的広い場所で土や砂の上であり、今回の計測は主に道路上であり環境が異なる。
- ・ この数値（市の計測と比較して概ね0.04マイクロシーベルト程度高い数値）は、1マイクロシーベルトの25分の一であり、法令の通常時における一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトの2万5千分の一、先日福島原発で観測された10シーベルトの2億5千万分の一で、もし計測が正しかった場合としても許容範囲と思われる。